

◎新潟県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

胎内市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 胎内都市計画下水道事業

(2) 名称 胎内市公共下水道

3 事業施行期間

平成15年8月5日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし